

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会 被服等貸与規程

(平成18年2月20日制定)

沿革	平成20年 3月28日 議決	平成21年10月 7日 議決
	平成24年 3月23日 議決	平成26年 3月26日 議決
	平成28年 3月29日 議決	令和 3年 6月11日 議決

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員の服装を統一して、その品位を高めるとともに、事務能率及び作業能率の向上を図り、本会の円滑なる運営を期するため、職員、嘱託員及び臨時職員（事務職員を除く。以下「職員」という。）に対し、職務上必要な服装及びこれに準ずる物（以下「被服等」という。）の貸与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(被貸与者、貸与品の種類、数量及び貸与期間)

第2条 被服等の被貸与者、貸与品の種類、数量及び貸与期間は、職員の職務の内容に応じ、別表に掲げるとおりとする。

2 会長は、職員の職務の内容により特に必要があると認めるときは、前項に規定する貸与品以外の被服等を貸与することができる。この場合において、貸与品の種類、数量及び貸与期間については、その都度会長が定める。

3 貸与期間は、貸与した日の属する月から起算し、当該期間内に新たに被服等を貸与された時は、その時において満了したものとみなす。

(貸与品の形式)

第3条 貸与品の形式については、別に定める。

(貸与の期間)

第4条 貸与品は、貸与期間満了の月の翌月に貸与する。

2 採用又は復職した者に対しては、貸与時期にかかわらずその貸与期間に応じて、貸与品の全部又は一部を貸与することができる。

(貸与品の着用の義務)

第5条 被貸与者は、職務中は常に貸与品を着用しなければならない。ただし、会長が職務上特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

(貸与品の保管)

第6条 被貸与者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 貸与品は、売却、交換、転貸、譲渡、質入れその他の処分又は改装しないこと。

(2) 貸与品は、職務以外に着用しないこと。

(3) 貸与品は、常に細心の注意をもって取り扱うこと。

2 貸与品の補修及び洗濯等の費用は、被貸与者の負担とする。ただし、被貸与

者の責に帰すべきでない理由により生じたき損又は汚損については、この限りでない。

(貸与品の返納等)

第7条 被貸与者は、貸与期間を満了した貸与品については、直ちにこれを返納しなければならない。ただし、会長が特にその必要がないと認めた場合は、これを被貸与者に支給する。

2 被貸与者は、退職、休職又は転職等により貸与を受ける資格を失ったときは、所属長を経て直ちに貸与品を返納しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

(1) 天災、地変その他不可抗力により返納できなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) その他特に会長が認めたとき。

3 被貸与者は、貸与品を返納するときは、洗濯等をなし、清潔にして返納しなければならない。

(返納品の再使用)

第8条 会長は、返納された貸与品については、継続して使用することが不可能と認める場合を除き、返納者と同じ職務に従事する職員に貸与することができる。

2 前項の貸与品の貸与期間については、その物の使用の程度に応じ、前の貸与期間等を考慮して別に定める。

(貸与品の亡失又はき損の届出)

第9条 被貸与者は、貸与品を亡失し、又はき損したときは、直ちに所属長を経て、会長に届け出なければならない。

(弁償)

第10条 被貸与者が、次の各号の一に該当するときは、亡失し、若しくはき損した被服等に相当する被服等又は相当価格を弁償させることができる。

(1) 故意又は怠慢その他被貸与者の責に帰すべき理由により貸与品を亡失又はき損したとき。

(2) 第8条の規定に違反し、貸与品を返納しないとき。

(職員以外の者に対する貸与)

第11条 職員以外の者で、本会に雇用され、被貸与者と同様の職務を行う者について、会長が特に必要と認める場合は、職員に準じて被服等を貸与することができる。

2 前項の規定により、被服等を貸与された者は、これを被貸与者とみなし、この規程を適用する。

(貸与品の予算上の制約)

第12条 貸与品は、毎年度予算の範囲内で作成貸与するものとし、予算の都合により全部又は一部を貸与しないことができる。

附 則

この規程は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、議決の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

被貸与者		貸与品	数量	貸与期間	備考
				年	
介護支援専門員		事務服（上）	1	3	
訪問介護員		予防衣	1	1	採用時2着 採用時3着
		エプロン	2	1	
		訪問バック	1	3	
		防寒着	1	3	
地域福祉センター職員及び高齢者生活福祉センター職員		作業服（上・下）	1	3	男子 女子
		エプロン	1	1	
老人デイサービスセンター職員	生活相談員、介護員、看護員	介護服（上・下）	1	2	採用時2着 採用時1着 採用時2着
		エプロン	1	2	
	入浴介助衣（下）	1	2		
調理員		白衣	1	1	採用時2着
		白帽子	1	1	